

社会福祉施設等におけるPCR等検査に係るQ&A

【検査に関すること】

Q 1 検査方法（種類）は何ですか？

今回の検査は、PCR法です。
検査機器の普及等によりPCR法としました（採取方法等に大きな変更はありません）

Q 2 検査料金は？

受検者の負担はありません（無料）

Q 3 唾液が採取できない場合はどうすればよいですか？

本人又は家族等が鼻腔を拭う方法での検査も可能です
高齢者等で唾液が採取しにくい場合は鼻腔検体でも検査可能です

Q 4 検体採取予定日に採取出来なかった場合はどうすれば？

検体回収日が決まっていますので、原則、次回の回収日に再度予約をしてください。
また、検体採取できたが、施設への提出期限に持参等できなかった場合、遅滞なく県及び検査委託業者へご相談ください。
なお、お申し込み以外の方が受検することはできません。お申し込みなく受検した場合、全額自己負担となります。

Q 5 検体採取キット内の液体（試薬）をまき散らしてしまったがどうすれば？

施設に予備を配付していますので、施設へご相談ください。
なお、キット内の液体はティッシュ等で拭き取り一般廃棄物として適正に処理してください。

Q 6 入職後、入所後でも検査可能ですか？

可能です
入職や入所の要件に当該検査は必須ではありません。県としては、入職や入所後2週間以上経過している場合は、積極的に当該検査をお勧めするものではありません。

Q 7 短期利用者（宿泊サービス利用者を含む）について、その都度検査は可能ですか？

可能です（検査回数に制限は設けていません）
ただし、短期入所に係る要件ではありません。検査への同意が毎回必要となりますので、対象者等への丁寧な説明をお願いします。

【対象施設、対象者】

Q 8 対象の施設や対象者は？

別添の概要参照

- (1) 新規入所（入居）予定者 ※短期入所利用者及び宿泊サービス利用者を含む
- (2) 新規採用予定職員

Q 9 なぜ、新規入所（入居）者と新規採用予定職員だけなのか？

今後も現職員に対する検査については、別途、地域を定めて集中検査等を実施する可能性があります。

無症状者に対する検査は、コスト面やその効果から慎重に検討するべきと考えます。

Q 10 対象施設は増えないのか？

施設職員の不安解消や入所者家族等が安心できる施設運営を目指し、積極的に検査を行うことで新たなクラスターの発生を抑制し、地域に潜在する感染者を早期に発見することを目的としています。今後、コスト面と効果を見ながら対象施設の拡充については検討していきます。令和3年7月から、1施設5名から10名まで検査可能としました。

【申し込み】

Q 11 受検者の検査への同意書は誰が保存するのか？

一定期間、施設で保管願います。書面は、施設が受検者の意向を確認し、その意向を簡易申請システムへ入力願います。

Q 12 受検者の同意がない場合、検査はできないのか？

できません（個人情報施設側へ提供することから必ず同意を必要とします）

Q 13 インターネット環境がないため、電話やFAXでの申し込みはできないか？

残念ながら、現時点ではできません。（状況に応じ検討していきます）

Q 14 簡易申請システムへの申し込み期限に間に合わなかった場合、電話等でも受付可能か？

〆切り後、直ちに検査キット配付の調整に入るため、できません。

Q 15 申し込み期限については、原則、1週間前が期限となっているが、2週間以上前に申し込みは可能か？また、検査キットも早く配付されるか？

申し込みは可能です

ただし、検査キットの配付については、検査予定日の直前の木曜日又は金曜日にしか配付することができません。（検査キットの保管状況によっては検査精度に影響するため）

また、2週間以上前にお申し込みの場合、検査時点における健康状態や行動歴が古い情報となるため、直前の健康状態等を再度確認します。

(1週間前のお申し込みをお勧めします)

【検査陽性の場合】

Q16 検査結果「陽性」の場合、どうすればよいか？

一定期間、自宅等での療養をお願いいたします。

療養期間の目安：(無症状の場合) 検体採取日を0日目として5日間

【受検予定者に症状がある場合】

Q17 受検予定者に軽い咳などがあった場合、検査は可能か？

当該検査を受検するのではなく、基本的には、医療機関の受診勧奨をお願いします。

【その他】

Q18 令和5年10月以降の検査はどうなりますか？

現時点では未定です。国の方針等を踏まえ、継続の有無を決定します。